

社会情勢の整理

米原市を取り巻く社会情勢を下記のように整理します。

【福祉】

- ・我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークとして減少に転じ、**少子高齢化が進行**。
- ・国は、**異次元の少子化対策**を打ち出し、児童手当、育休・時短勤務、出産費用の負担軽減、高等教育費の負担軽減など、可能な限り前倒して実施する方針。
- ・厳しい社会情勢の中、子どもを社会の中心に据え、子どもの権利が保障され、健やかに成長できる社会を目指すため、**子どもまんなか施策**に取り組む方針。

- ・本格的な人口減少・少子高齢化対策、子ども施策の推進

【教育・人権】

- ・データやデジタル技術を活用して学校教育をより良く変革することを目的として、**教育 DX**を推進。
- ・生活水準の向上、デジタル社会の発展、**グローバル化**を背景に**価値観の多様化が進展**しており、**ジェンダー平等**や**ダイバーシティ**の考え方が普及。
- ・人手不足を背景に、我が国の外国人労働者数は増加傾向にあり、**育成就労制度**によって優秀な外国人の定着が可能。

- ・教育 DX の推進
- ・多様な価値観の尊重（ジェンダーレス、ダイバーシティ）
- ・グローバル化、多文化共生

【環境・防災】

- ・全国各地で地震災害や水災害・土砂災害、火山災害などあらゆる災害が頻発化しており、**国土強靱化**の取組を推進。
- ・地球温暖化の抑制に向けて、**脱炭素社会**を実現するため、**ESG 投資**の拡大、脱炭素を通じた地域課題の解決や地方創生に寄与する取組が普及。
- ・ハード・ソフト両面で自然環境が有する多様な機能を活用した**グリーンインフラ**を整備するなど、持続可能な地域社会の実現に向けて**GX**（グリーントランスフォーメーション）を推進。

- ・自然災害の激甚化・頻発化、防災・減災対策の推進
- ・脱炭素の地域づくりの推進、環境配慮への投資の拡大
- ・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進

【産業経済】

- ・人口減少・少子高齢化による人手不足の深刻化、技術革新による働き方改革の推進、価値観の多様化を背景に、社会的・経済的・環境的に個人の権利や自己実現が保障され、良好な状態にある「**Well-being**」という考え方が普及。
- ・**感染症対策が定着**し、テレワーク（場所に縛られない働き方）の普及、地方都市への移住・定住の活性化、AI の活用が進展。
- ・**製造業 DX**の推進、**サプライチェーンの複雑化**が進行。

- ・Well-Being の推進
- ・感染症対策（新しい生活様式）の定着
- ・製造業 DX、サプライチェーンの複雑化

【都市基盤】

- ・厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気にあふれる地域経済を実現していくため、各地域の実情にあわせた様々な**官民連携事業（PPP/PFI）**が全国で検討・実施。
- ・**パートナーシップによる公園マネジメント（Park-PFI）**を推進。

- ・民間資本・ノウハウの導入

【都市経営】

- ・地域課題の解決に取り組む公益性のある事業の資金調達的手段として**クラウドファンディング**、ふるさと納税制度を活用した**ガバメントクラウドファンディング**が普及。
- ・地球上の誰一人取り残さないことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて**SDGs**の取組が普及。
- ・地方創生の取組をより一層推進するため、**地方創生 2.0** および**デジタル田園都市国家構想**の取組を推進。
- ・5G や ICT 技術等のデジタル技術革新により、医療・商業・教育・防災・建設等、多様な分野で**DX**（デジタルトランスフォーメーション）が進展。
- ・**まちづくり DX**や**自治体 DX**などを推進（スマートシティへの注目の高まり）

- ・市民と行政の協働によるまちづくり
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の推進
- ・地方創生の視点でのまちづくりの高まり
- ・5G 社会など ICT（情報通信技術）等の技術革新
- ・デジタル技術の導入による社会の変革

外部環境分析

目 次

- 1 本格的な人口減少・少子高齢化の到来、こども施策の推進 …… 1
- 2 多様な価値観の尊重（ジェンダーレス、ダイバーシティ） …… 3
- 3 グローバル化、多文化共生 …… 4
- 4 自然災害の激甚化・頻発化、防災・減災対策の推進 …… 5
- 5 脱炭素の地域づくりの推進、環境配慮への投資の拡大 …… 6
- 6 GX（グリーントランスフォーメーション）の推進 …… 7
- 7 製造業 DX、サプライチェーンの複雑化 …… 8
- 8 Well-Being の推進 …… 9
- 9 感染症対策（新しい生活様式）の定着 …… 10
- 10 民間資本・ノウハウの導入 …… 11
- 11 市民と行政の協働によるまちづくり …… 12
- 12 SDGs（持続可能な開発目標）の推進 …… 13
- 13 地方創生の視点でのまちづくりの高まり …… 14
- 14 5G 社会など ICT（情報通信技術）等の技術革新 …… 15
- 15 デジタル技術の導入による社会の変革 …… 16

■基本目標①関係

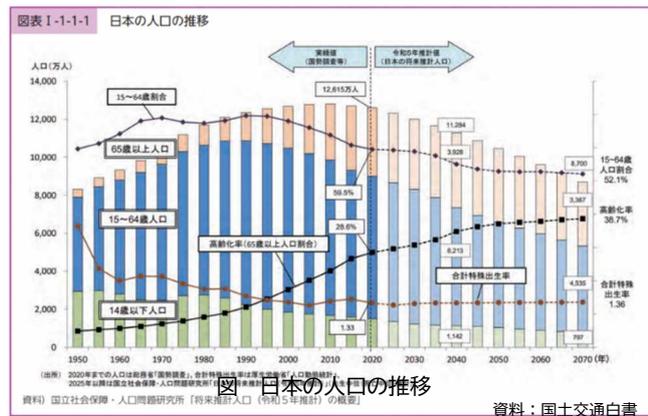
1 本格的な人口減少・少子高齢化の到来、こども施策の推進

1) 日本の人口動向

我が国の総人口は、戦後から増加が続いていましたが、平成20年の1億2,808万人をピークとして減少に転じており、令和2年現在では1億2,571万人となっています。

年齢構成別では、年少人口は1,503万人（11.9%）、生産年齢人口は7,509万人（59.7%）、老年人口は3,603万人（28.4%）となっており、人口減少・少子高齢化が進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、今後も同様な傾向が続く見込みであり、令和52年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率が38.7%まで上昇する見込みとなっています。



2) 異次元の少子化対策

人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる中、子ども・子育て政策の課題として、下記の3点が挙げられます。

- ・若い世代が結婚や子育てについて 将来の展望が見出しづらくなっている
- ・子育てが困難な社会環境・子育てと両立しにくい職場環境となっている
- ・子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在している

少子高齢化を反転できるかどうかは、2030年代に入るまでの今後6～7年がラストチャンスとされており、今後3年間を集中的取組期間と位置づけ、「加速化プラン」として、児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、医療費等の負担軽減、高等教育費の負担軽減など、可能な限り前倒しで実施する方針を示しています。

加速化プランの主な支援策

<p>児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高校卒業まで延長 ● 所得制限を撤廃 ● 多子世帯へ増額 <p>2024年12月支給分から実施予定</p>	<p>育休・時短勤務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女ともに育休時手取り額維持 ● 時短勤務への給付 <p>2025年度から実施予定</p>
<p>出産費用・保育など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出産費用の保険適用 ● 保育所利用要件の緩和 ● 住宅ローンの金利優遇 <p>2024年度から3年間で具体化予定</p>	<p>高等教育費・奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学などの授業料無償化 <p>2025年度から実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 授業料後払い制度 ● 奨学金の対象者拡充 <p>2024年度から実施予定</p>

図 こども未来戦略方針における加速化プランの主な支援策の概要

資料) こども未来戦略方針についての報道資料より抜粋

3) こども施策の推進

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくため、包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月から施行するとともに、様々な省庁に分かれていたこども及びこどものある家庭の福祉の増進などに関する施策を一元的に担う新たな省庁として「こども家庭庁」を発足させました。また、令和6年5月には「こどもまんなか実行計画」を策定しました。これは幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示したものであり、こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（再掲含む）を提示しています。

■子ども家庭庁発足と取り組みの経緯

年 月	概 要
令和3年12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定 こども家庭庁の役割 ・就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、 <u>幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担う</u> ・ <u>幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する</u> （就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）を新たに閣議決定し、これに基づき強力で推進する）
令和5年4月	上記を踏まえ、「こども家庭庁」を発足
令和5年12月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を閣議決定し、施策を推進 目的：全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



図 こども施策の6つの基本理念
資料) こども家庭庁公式HP

■基本目標②関係

2 多様な価値観の尊重(ジェンダーレス、ダイバーシティ)

1) 多様な価値観の尊重

近年、生活水準の向上やインターネット・スマートフォンの普及、グローバル化等を背景に多様化が進展しており、我が国の社会システムは対応していく必要があります。

年齢、人種や国籍、障がいの有無、宗教・信条、価値観、キャリアや経験などの面で多様であるため、多様な人を包摂する社会を形成することが大切です。多様な人が不自由なく暮らせる社会であることは、人々の幸福や社会の活力の向上につながり、さらに、多様な価値観、人材、キャリア等の形成が促進されることは、イノベーションの創出や社会の活力向上につながります。このように、多様化を支援・促進することは重要です。

2) ジェンダー平等

「ジェンダー平等」とは、ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味します。近年では、LGBTQなどの多様な価値観が登場するなど、世界中で法律や制度を変え、教育やメディアを通じた意識啓発が行われています。社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）を問い直し、ひとりひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくるための取組が行われています。

3) ダイバーシティ

多様な人材（ダイバーシティ）とは、性別や国籍、雇用形態等の棟継投で表されるものであり、広義の多様性には、個々人の価値観など統計では表されない深層的なものも含まれています。

近年では、女性や高齢者の労働参加の増加、共働き世帯の増加、育児・介護との両立、外国人国籍の就業者数が年々増加しており、各企業において働き方改革の推進、多様なニーズに応じた就労支援などに取り組んでいくことが求められています。

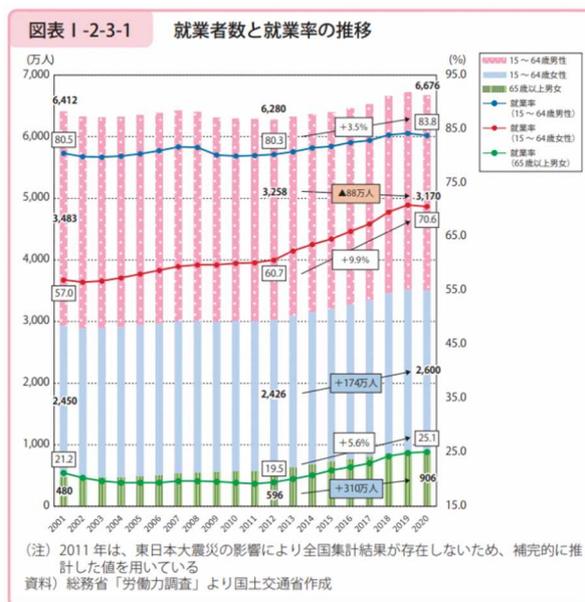


図 日本の就業者数と就業率の推移

資料：国土交通白書

■基本目標②関係

3 グローバル化、多文化共生

1) 我が国における外国人労働者数

我が国の外国人労働者数は増加傾向にあり、令和5年10月末時点の労働者数は約205万人と、平成20年以降最高となりました。人口減少による労働力不足が懸念される中、女性や高齢者の労働参加を促進させるだけでなく、外国人材の受入れを強化することも重要です。専門的・技術的分野の外国人材は、積極的に受入れを行っており、人手不足とされる分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、特定技能制度を創設しました。また、そのうち「特定技能2号」について、令和5年6月の閣議で対象分野を2分野から11分野まで拡大する決定をするなど、外国人材の受入れを強化しており、更なる雇用促進が期待されます。



図 在留資格別外国人労働者数の推移

資料: 国土交通白書

2) 育成就労制度

育成就労制度は、3年間で特定技能1号に相当する外国人材を育成することを目的とした制度です。技能実習制度は、外国人労働者に技能を教育することを目的としており、最長5年間の在留期間が設けられていましたが、育成就労制度は、外国人労働者に技能を教育することと、日本の労働力不足を補うことを目的としており、最長3年間の在留期間が設けられています。一定の日本語能力試験と技能検定試験に合格するなどの条件を満たすことで2年目以降に受け入れ先の転籍が認められるとしており、外国人の長期雇用が見込めるようになります。

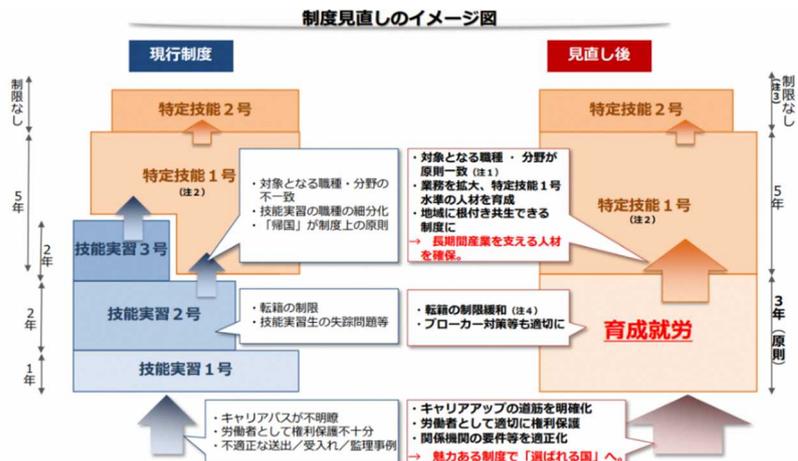


図 技能実習法改正における制度見直しのイメージ図

資料: 出入国在留管理庁・厚生労働省

■基本目標③関係

4 自然災害の激甚化・頻発化、防災・減災対策の推進

1) 自然災害の激甚化・頻発化

近年、毎年のように、全国各地で地震災害や水災害・土砂災害、火山災害などあらゆる自然災害が頻発し、甚大な被害が拡大しています。水害・土砂災害の発生については、人為的起源による地球温暖化の進行が要因と考えられており、地球の平均気温が1900年頃から1.0度以上上昇しています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめとして、東日本大震災や異常気象の頻発に伴う洪水や土砂災害の発生、全国各地で発生する地震等の被害を背景として、安全・安心な都市づくりに対する市民の関心が高まっています。

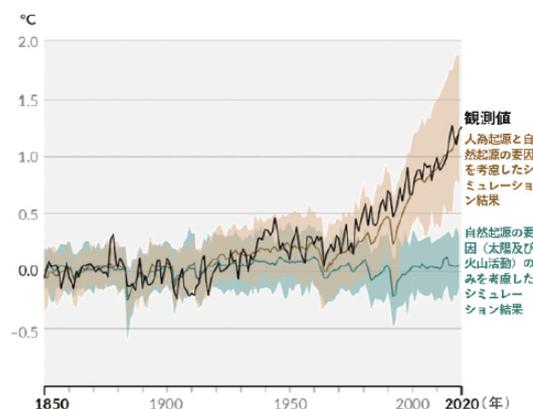


図 地球上の平均気温の上昇と人為的影響の相関性についてのシミュレーション結果
資料：IPCC第6次報告書

2) 防災・減災対策の推進(気象災害リスクへの対応)

気候変動による気象災害リスクに対応するため、脆弱性に対応するインフラ計画（治水計画、高潮対策）や曝露にも対応するハード・ソフト一体となった流域治水の取組みなどの防災・減災対策の重要性が増大しています。

①気候変動を考慮した治水計画の見直し、土砂災害・盛り土対策

- ・気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮した治水計画の見直し
- ・堤防整備や河道掘削、ダム、遊水地等の整備を加速化、現況施設能力や河川整備の基本となる洪水規模を超える洪水に対する氾濫被害の軽減に向けた対策の推進
- ・土砂災害による被害を防止・軽減する砂防関係施設の整備
- ・大規模盛土の安全性確認

②水害リスク増大への対応

- ・国・県・周辺市町などの流域に関わるあらゆる関係者により、地域特性に応じて、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」の推進
- ・氾濫域における土地利用や住まい方についての対応が必要であり、災害リスクを抱えた地域安全なエリアへの居住や都市機能の立地誘導の検討
- ・洪水浸水想定区域図やハザードマップを活用した住民への災害情報の提供によるソフト対策の推進

■基本目標③関係

5 脱炭素の地域づくり推進、環境配慮への投資の拡大

1) 地球温暖化対策と脱炭素社会

地球温暖化は、世界規模の重要課題であると同時に、我々の暮らしに密接に関わる問題でもあります。脱炭素社会の実現に向けて、徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進やネットワークの充実、持続的な農林業の仕組みづくり、バイオマスや自然エネルギー等の活用による環境負荷の低減に向けた取組などが求められています。

2) 脱炭素の地域づくり

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域で令和 7 年までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施する方針です。

令和 12 年までに実行し、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしています。令和 6 年 12 月 16 日時点では、全国 38 道府県 107 市町村の 81 提案が脱炭素先行地域として選定されています。

■脱炭素先行地域の範囲の類型

エリアの類型		主な取組
住生活エリア		・住宅屋根・駐車場の太陽光 ・ZEH化 ・断熱性の向上
A	住宅街・団地(戸建て中心)	
B	住宅街・団地(集合住宅中心)	
ビジネス・商業エリア		・敷地内の太陽光発電 ・再エネ熱利用
C	地方の小規模市町村等の中心市街地	
D	大都市の中心部の市街地	
E	大学キャンパスなどの特定サイト	
自然エリア		・営農型太陽光発電 ・洋上風力 ・地熱発電 ・農作業の効率化 ・森林整備
F	農山村	
G	漁村	
H	離島	
I	観光エリア・国立公園	
施設群		・公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群
J		

資料)環境省

3) 環境配慮への投資の拡大

ESG投資とは、環境(Enviroment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことを指します。環境では二酸化炭素の排出量削減や化学物質の管理、社会では人権問題への対応や地域社会での貢献活動、企業統治ではコンプライアンスのあり方、社外取締役の独立性、情報開示などを重視することとなっています。



図 全国及び首都圏の雇用型テレワーカー割合
資料：GPIF 年金積立金管理運用独立行政法人

■基本目標③関係

6 GX（グリーントランスフォーメーション）の推進

1) GX(グリーントランスフォーメーション)について

GX（グリーントランスフォーメーション）とは、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを通じて、経済や社会システムを変革することをいい、脱炭素と経済成長の両立を図るものです。2023年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」において分野ごとに主な施策などが示されました。概要は以下の通りです。

(1) エネルギーの安定供給の確保を大前提としたGXの取組

- ①徹底した省エネの推進
- ②再エネの主力電力化
- ③原子力の活用
- ④その他の重要事項

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

- ①GX経済移行債を活用した先行投資支援
- ②成長志向型カーボンプライシング（CP）によるGX投資インセンティブ
- ③新たな金融手法の活用
- ④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

2) グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、アメリカで発案された社会資本整備手法の一つで、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用する考え方を基本としたものです。我が国においては、平成25年頃に導入され、土地利用などのハードとソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを推進しています。



■基本目標④関係

7 製造業 DX、サプライチェーンの複雑化

1) 製造業を巡る現状

近年、日系企業（製造業/非製造業共に）の海外進出は右肩上がりでも進展しており、国内での収益が横ばいとなっている中で、海外での稼ぎやその還流によって高収益構造を実現している。

2) 製造業 DX

製造業における DX 化は、業務の全体最適（①エンジニアリングチェーン、②サプライチェーンの最適化）と事業機会の拡大（③規模拡大、④サービス化・プラットフォーム化）等を可能にします。

3) サプライチェーンの複雑化

「就業面からの Well-being の向上と生産性向上」の好循環に取り組み、選択可能な働き方が増えることで、就労機会が拡大し、多様な人々の活躍につながります。また、「多様な人々が活躍できる社会の実現」を目指すことで、就業面からの Well-being の向上と生産性向上の好循環に寄与することができ、この両面から取り組んでいくことが必要です。

■基本目標④関係

8 Well-Beingの推進

1) Well-Being について

人口減少・少子高齢化の進行による人手不足の深刻化、AIなどに代表される技術革新の急速な進展による働き方改革の推進、ダイバーシティやジェンダー平等などの価値観の多様化が進んでいることを背景に「Well-being」という考え方が注目されています。

厚生労働省では、Well-beingの定義を「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」としています。

また、就業面でのWell-beingの向上を「働き方を労働者が主体的に選択できる環境整備の推進・雇用条件の改善等を通じて、労働者がみずから望む生き方に沿った豊かで健康的な職業人生を送れるようになることにより、みずからの権利や自己実現が保障され、働きがいを持ち、身体的、精神的、社会的に良好な状態になること」としています。

【SDGsにおけるWell-beingの位置づけ】



Goal3:
Ensure healthy lives and promote well-being
for all at all ages
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

JAPAN SDGs Action Platform(外務省HP)

図 日本の就業者数と就業率の推移
資料：国土交通白書

2) Well-Being の推進

「就業面からのWell-beingの向上と生産性向上」の好循環に取り組み、選択可能な働き方が増えることで、就労機会が拡大し、多様な人々の活躍につながります。また、「多様な人々が活躍できる社会の実現」を目指すことで、就業面からのWell-beingの向上と生産性向上の好循環に寄与することができ、この両面から取り組んでいくことが必要です。

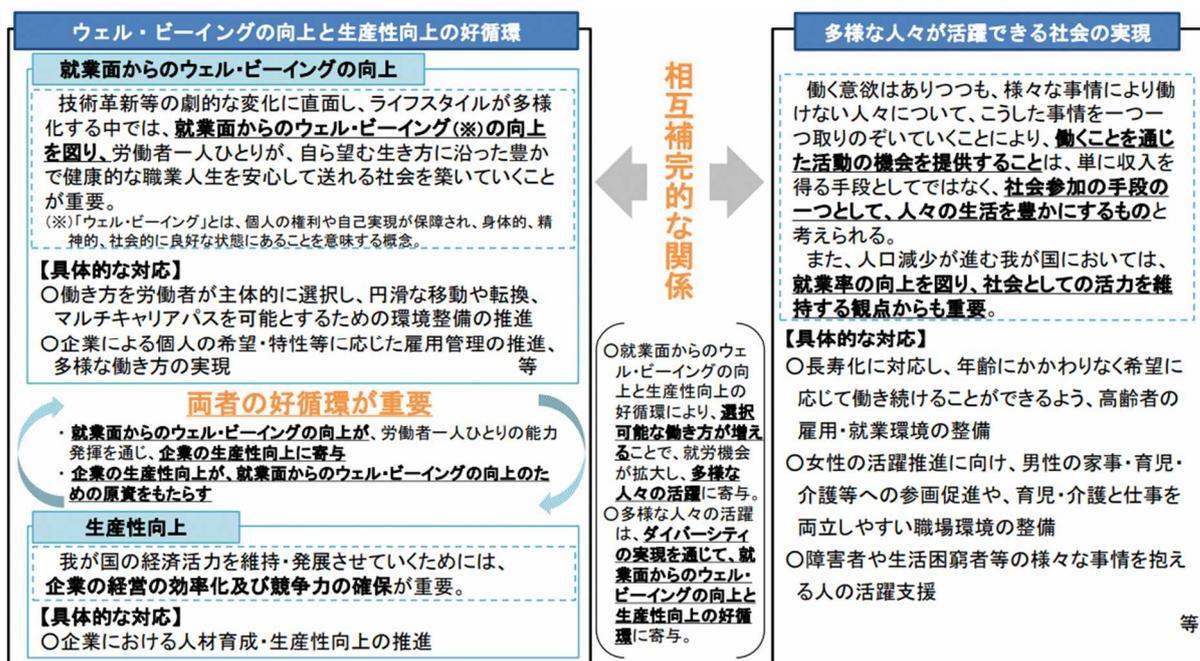


図 雇用政策研究会報告書 概要(案)
資料：厚生労働省

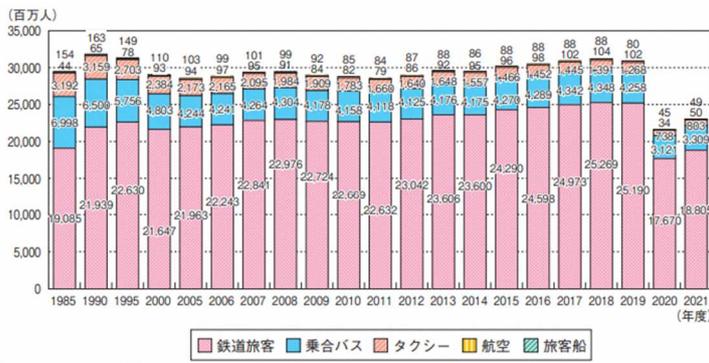
■基本目標④関係

9 感染症対策(新しい生活様式)の定着

1) 新しい生活様式の定着

令和2年の新型コロナウイルス感染症は、国境を越える経済活動がウイルスの世界的拡散をもたらし地球規模で重大な健康被害と経済損失が発生しました。

コロナ禍への対応は、デジタル化の進展をはじめ、私たちの暮らし方や働き方に様々な面で影響を与えました。例としては、テレワークによる場所に縛られない暮らし方や働き方の社会への浸透、一部では地方都市への移住・定住動向の活性化、地域公共交通においては乗り合いバスや鉄道の利用者の急減、回復の遅れによる経営悪化、屋外空間の利用ニーズの向上などが挙げられます。



資料:「鉄道輸送統計」、「自動車輸送統計」、「海運レポート」、「航空輸送統計」から国土交通省総合政策局作成

図 国内旅客輸送量 (人ベース)

資料: 国土交通省白書

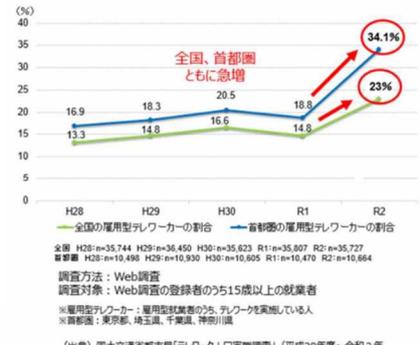


図 全国及び首都圏の雇用型テレワーカー割合

資料: 情報通信白書

2) 新しい生活様式に対応したまちづくりの方向性や視点

リモートワークが一般的になり、オフィスの必要性が変わってきています。どこにいても仕事ができる環境になり、自宅や身近な場所でのワークスペースのニーズが高まります。

労働力不足に対しても、AIなどの先端技術で補う社会の実現が求められています。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手洗いや消毒。
- 入浴の多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

<p>買い物</p> <ul style="list-style-type: none"> □通帳も利用 □1人または少人数ですぐの時間に □電子決済の利用 □計画を立てて着早く済ませ □サンプルなど展示品への接触は控えめに □レジに並ぶときは、前後にスペース 	<p>公共交通機関の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> □会話は控えめに □混んでいる時間帯は避けて □徒歩や自転車利用も併用する
<p>娯楽、スポーツ等</p> <ul style="list-style-type: none"> □公園はすいた時間、場所を選ぶ □筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもちしくは自宅で運動を活用 □ジョギングは少人数で □すれ違うときは距離をとるマナー □予約制を利用してゆったりと □若い部活での楽器は無用 □歌や応援は、十分な距離がオンライン 	<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> □持ち帰りや出前、デリバリーも □屋外空間で気持ちよく □大皿は避けて、料理は個々に □対面ではなく横並びで座る □料理に集中、おしゃべりは控えめに □お酌、グラスやお酒の回し飲みは避けて
<p>イベント等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> □接触確認アプリの活用 □発熱や風邪の症状がある場合は参加しない 	

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

図 「新しい生活様式」の実践例

■基本目標⑤関係

10 民間資本・ノウハウの導入

1) PPP/PFI(指定管理者制度)

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気にあふれる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討・実施されています。

PPP (Public Private Partnership) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式があります。

官民連携 (PPP/PFI) により、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できます。今後の地域経済の持続的な発展に向けて、このような官民連携手法の積極的な導入検討が求められています。

2) Park-PFI(公募設置管理者制度)

Park-PFI (公募設置管理者制度) は、都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度です。

都市公園に民間のノウハウを活用することで、カフェやショップなどの便益施設や、保育所や通所施設など、地域の活性化や課題解決に寄与することを目的としており、以下のような利点があります。

- ・ 民間事業者のノウハウを活かして飲食店や売店等の公園施設の設置又は管理ができる
- ・ 公園内に保育所、社会福祉施設 (通所施設) を設置できる。
- ・ 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、特例措置が適用される

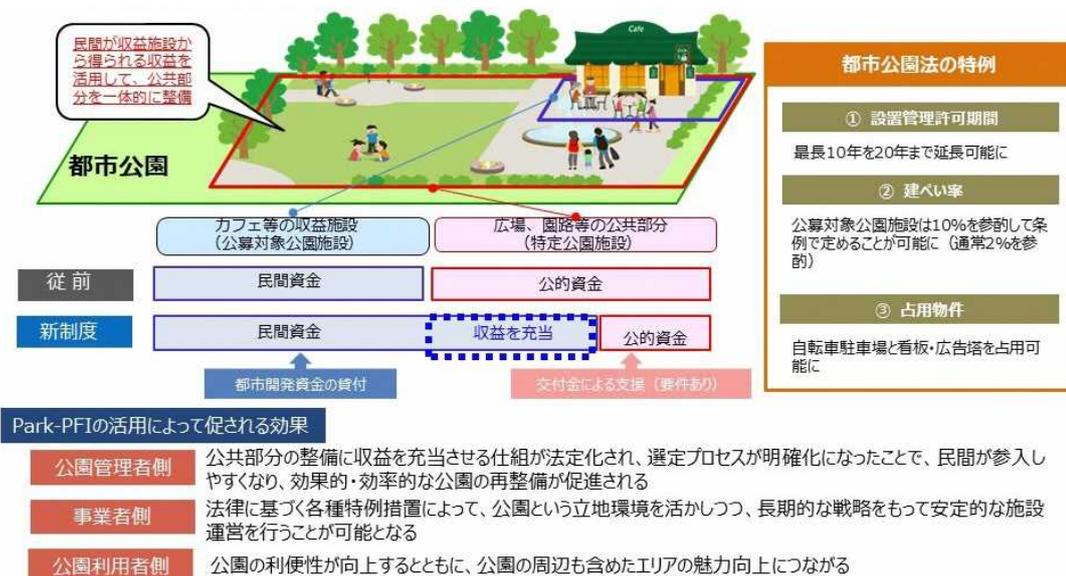


図 公募設置管理制度 (Park-PFI) の概要

資料：国土交通省

■基本目標⑥関係

11 市民と行政の協働によるまちづくり

地域課題の解決に取り組む公益性のある事業の資金調達的手段としてクラウドファンディングが定着しつつあります。単なる資金調達だけでなく地域を応援する関係人口の確保手段としても期待されています。

ふるさと納税制度を活用し、寄付金の使い道を明確にした「ガバメントクラウドファンディング」が徐々に広がりつつあります。民意を反映した公益事業、新たな資金調達的手段、官民協働の手段として注目されています。



■基本目標⑥関係

12 SDGs(持続可能な開発目標)の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs (持続可能な開発目標) は、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。地球上の誰一人取り残さないことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、日本としても積極的に取り組んでいます。

内閣府では、地方創生の取組による SDGs (地方創生 SDGs) の達成に向け、優れた SDGs の取組を提案する自治体の中でも、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い地方自治体を「SDGs 未来都市」として選定しています。



■用語解説

地方創生 SDGs 持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進にあたり、SDGs の理念に取り組むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化させることを推進している。内閣府では、「SDGs 未来都市」・「自治体 SDGs モデル事業」の選定、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」の運営、「地方創生 SDGs 金融」の推進に取り組んでいる。

■基本目標⑥関係

13 地方創生の視点でのまちづくりの高まり

1) 地方創生 2.0

少子高齢化が進む日本では、地方の人口が急激に減少し、東京を中心とした都市部に人口が過度に集中する傾向があります。これは、単に人口減少に悩む地方の問題だけに留まらず、日本全体で解決しなければならない問題であり、平成 29 年に「まち・ひと・しごと創生法」を策定しました。地方創生の柱として、「まち」「ひと」「しごと」の3つを掲げ、人口が東京圏へ過度に集中している状況の是正、地域ごとの特性を活かした住み良い環境の確保、今だけでなく将来に向けた取組として日本全体の活力を高める活動を行うことを目標として掲げています。取組の推進にあたっては、地域ごとに抱えている問題や課題は異なっており、それぞれにあった問題の解決策を選択する必要があります。

地方創生を 10 年前に開始して以降、各地で地方創生の好事例が生まれたものの、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでに至らなかったため、令和 6 年 12 月に「地方創生 2.0」として取組を推進し、日本の活力を取り戻す経済政策、多様性の時代の多様な幸せを実現する社会政策を実施する方針を示しました。令和 7 年以降に本格的に開始される取り組みです。

地方創生 2.0 における基本構想の概要 資料) 地方創生 2.0 の「基本的な考え方」より作成

基本構想の5本柱	概要
① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の变革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも 選ばれる地方 (=楽しい地方)」をつくる ○年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持 ○災害から地方を守るための事前防災、危機管理
② 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散	<ul style="list-style-type: none"> ○分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府 機関等の移転などに取り組む ○地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正
③ 付加価値創出型の新しい地方経済の創生	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出 ○内外から地方への投融資促進 ○地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成
④ デジタル・新技術の徹底活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる ○デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める
⑤ 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める ○地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

2) デジタル田園都市国家構想

デジタル技術の活用が多方面で進んでいる現在、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつあります。社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、地方においてデジタル技術の実装を進めることで地方が抱える様々な課題の解決を図ることが重要です。国では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「国家構想総合戦略」という。）を新たに策定しています。

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこと、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化すること、これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進することを令和8年までの総合戦略の基本的な考え方としています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略における施策の方向性と主な施策の概要 資料) 内閣府より作成

地方の社会課題解決	主な施策
① 地方に仕事をつくる	中小・中堅企業DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光DX 等
② 人の流れをつくる	移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等
③ 結婚・出産、子育ての希望をかなえる	結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進 等
④ 魅力的な地域をつくる	地域生活圏、教育DX、医療・介護DX、地域交通・インフラDX、防災DX 等

■基本目標⑥関係

14 5G社会などICT（情報通信技術）等の技術革新

1) 技術革新の動向

ICT等の情報通信技術やAI等の情報処理技術の進展に伴い、交通や人流等の都市に関する様々なデータを活用し、都市の課題を解決していくスマートシティへの注目が高まっています。また、今後5Gが普及することにより、都市におけるデータの収集・分析は加速し、急速にスマートシティが整備されていくと考えられています。

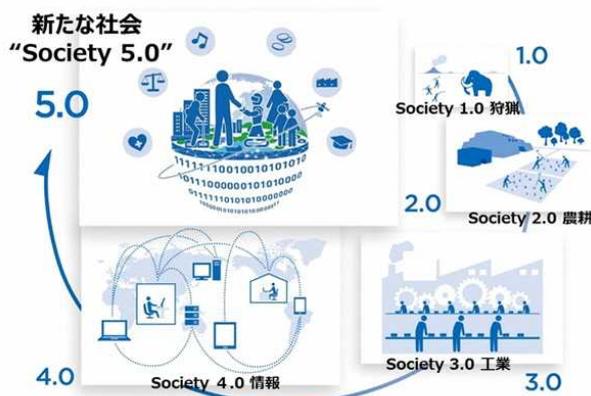


図 Society5.0に至るまでのプロセスについてのイメージ
資料：国土交通白書

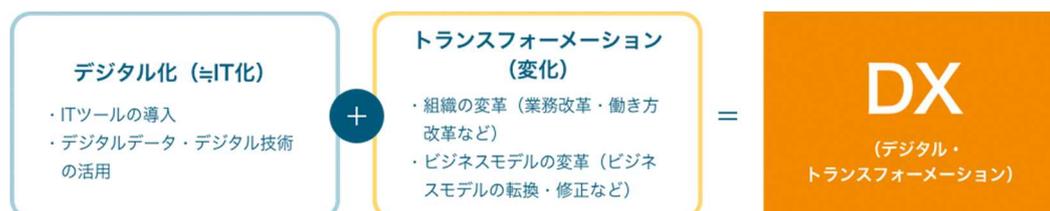
第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱されました。我が国が目指すべき Society 5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現しています。

2) DXについて

DXとは、平成16年にスウェーデンのエリック・ストルターマン教授（ウメオ大学）によって提唱された概念であり、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」としています。

その後、平成30年に経済産業省が公表した「DX推進ガイドライン」において、抽象的かつ世の中全般の大きな動きを示す考え方から進めて、企業が取り組む方針を示しました。令和2年には、企業のDXに関する自主的取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」として取りまとめました。令和4年には、経済産業省のDX推進施策体系を踏まえて、2つの方針を1つに統合し、デジタル人材の育成・確保をはじめとした時勢の変化に対応するため、「デジタルガバナンス・コード2.0」に改訂しました。

現在では、「デジタルガバナンス・コード3.0」として、DX推進による企業価値向上に企業価値の向上を推進しています。



■基本目標⑥関係

15 デジタル技術の導入による社会の変革

1) まちづくりDXについて

コロナ化を契機としたデジタル技術の進展やポストコロナの時代における「人間中心の社会」への機運の高まりを背景として、「デジタル田園都市国家構想」など、政府全体として、あらゆる分野でデジタル技術を活用し、地域や社会の課題を解決するDXの推進が求められています。

そこで、国土交通省が令和4年にまとめた「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション実現ビジョン〔ver1.0〕」において、今後のまちづくりの方向性（「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成）を踏まえ、まちづくりDXを「基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりのあり方を変革することで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること」と定義しました。

「豊かな生活、多様な暮らし方、働き方を支える「人間中心のまちづくり」」を実現することを目的とした取組を推進していくこととしています。現在では、都市空間DX、エリマネDX、PLATEAUなどに取り組んでいます。



図 スマートシティのイメージ

資料：内閣府

2) 自治体DXの推進

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となります。

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月閣議決定）により、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取り組みを後押しています。令和2年12月には「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、令和6年4月にはフロントヤード改革、地域社会のデジタル化などの推進を踏まえた改定を行いました。

○自治体DX推進計画における重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体の情報システムの標準化・共通化
- ・公金収納における eLTAX の活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体の AI・RPA の利用推進
- ・テレワークの推進